

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第23期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
【英訳名】	Future Venture Capital Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 直人
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
【電話番号】	075-257-2511
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 塩本 洋千
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
【電話番号】	075-257-2511
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 塩本 洋千
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	365	756	573	454	860
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△686	△67	△125	△14	94
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△491	△293	△244	△37	20
包括利益 (百万円)	△710	△208	△202	△20	92
純資産額 (百万円)	3,431	3,041	2,819	2,731	2,801
総資産額 (百万円)	3,584	3,224	3,021	3,046	3,199
1株当たり純資産額 (円)	358.03	322.77	295.26	291.85	294.40
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△62.68	△32.97	△27.51	△4.17	2.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.8	89.1	87.0	85.3	81.9
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	0.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	299.73
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△390	72	11	△290	277
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△240	△586	50	9	△12
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,921	△186	△123	△64	△19
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,902	2,201	2,139	1,794	2,040
従業員数 (名)	33	35	39	38	36

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第20期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

4 第19期、第20期、第21期及び第22期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されたため記載しておりません。

5 第19期、第20期、第21期及び第22期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されたため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	278	533	424	398	723
経常損失 (△) (百万円)	△401	△75	△132	△80	△43
当期純損失 (△) (百万円)	△446	△373	△221	△87	△46
資本金 (百万円)	1,942	1,943	1,943	1,943	1,500
発行済株式総数 (株)	8,893,300	8,902,600	8,902,600	8,902,600	8,902,600
純資産額 (百万円)	3,231	2,852	2,638	2,551	2,505
総資産額 (百万円)	3,365	3,021	2,818	2,842	2,886
1株当たり純資産額 (円)	363.30	319.71	294.85	285.07	280.05
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△56.99	△42.02	△24.89	△9.78	△5.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	96.0	94.2	93.1	89.3	86.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	30	35	34	34	32
株主総利回り (%)	88.2	65.0	38.9	32.7	44.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	3,075	1,715	1,074	1,103	937
最低株価 (円)	1,277	940	517	470	449

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3 第20期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
4 自己資本利益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。
5 株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されたため記載しておりません。
6 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

2 【沿革】

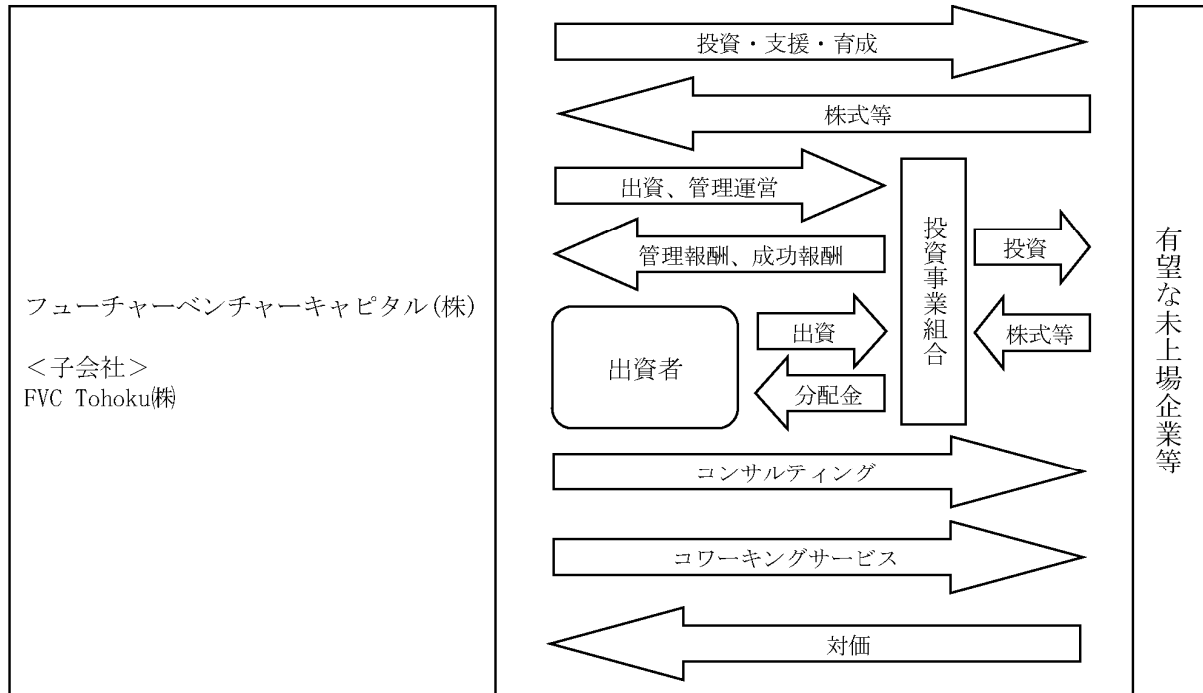
- 1998年9月 京都市にフューチャーベンチャーキャピタル株式会社を設立
- 1998年11月 当社第一号ファンドであるフューチャー一号投資事業有限責任組合を設立
- 1999年12月 投資顧問業免許取得
- 2001年10月 大阪証券取引所ナスダック・ジャパン（現JASDAQ市場）に株式を上場
- 2001年11月 東京都中央区に東京支店を設立
- 2002年5月 岩手県盛岡市に岩手事務所を設立
- 2005年8月 当社初の機関投資家向け大型ファンドであるFVCグロース投資事業有限責任組合を設立
- 2006年9月 大阪証券取引所ヘラクレス市場（現JASDAQ市場）グロース銘柄からスタンダード銘柄に所属変更
- 2006年9月 東京都千代田区に東京支店を移転
- 2006年9月 愛媛県松山市に愛媛事務所を設立
- 2010年10月 大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
- 2011年12月 東京都港区に東京支店を移転し、東京事務所に改組
- 2013年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合により、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
- 2015年8月 京都市に子会社、株式会社IoT Sohatsu Ventures（現連結子会社）を設立
- 2016年3月 東京都中央区に東京事務所を移転
- 2016年10月 米国コロラド州のEnConnect Holdings, LLCを買収し、現地法人FVC Americasとして運営開始
- 2017年2月 米国コロラド州に子会社、FVCA Holdings, LLCを設立
- 2017年7月 子会社、株式会社IoT Sohatsu Venturesを株式会社FVCPに商号変更
- 2017年11月 株式会社デジアラホールディングスを株式取得により持分法適用関連会社化
- 2018年8月 子会社、株式会社FVCPをFVC Tohoku株式会社に商号変更、本社を岩手県盛岡市に移転
- 2018年12月 持分法適用会社であるあおもりクリエイティブファンド投資事業有限責任組合の出資持分取得により連結子会社化
- 2019年5月 子会社、FVCグロース投資事業有限責任組合の全財産を組合員に分配
- 2019年7月 東京都港区に東京事務所を移転
- 2019年9月 子会社、FVCA Holdings, LLC 及びその連結子会社である FVC Americas, LLCの株式を譲渡
- 2021年5月 子会社、あおもりクリエイティブファンド投資事業有限責任組合の全財産を組合員に分配

3 【事業の内容】

当社グループは、国内各地に事業拠点を置き、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資及び投資助言、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員となって投資先の選定及び育成支援を行う他、その活動に付随して生じる収益機会について積極的に取り組んでおります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりであります。

〔事業系統図〕



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の 内容	出資割合 (%)	関係内容
(連結子会社) FVCグロース二号投資事業有限責任組合 (注) 2、4、5	京都市中京区	950	ベンチャーキャピ タル事業	52.6	—
あおもりクリエイティブファンド投資事業有限責任組合 (注) 2、4、5、8	京都市中京区	1,772	ベンチャーキャピ タル事業	50.5 (4.0)	—
FVC Tohoku (株)	岩手県盛岡市	10	ベンチャーキャピ タル事業	100.0	—
(持分法適用関連会社) (株) デジアラホールディングス	神戸市東灘区	99	エクステリア事業	24.8	—
もりおか起業投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	100	ベンチャーキャピ タル事業	10.0 (10.0)	—
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファン ド2013 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピ タル事業	5.0	—
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーフ ァンド2014 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピ タル事業	1.0	—
おおさか創業投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピ タル事業	0.2	—
こうべしんきん地域再興ファンド投資事業有 限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	50	ベンチャーキャピ タル事業	2.0	—
ウィルグループファンド投資事業有限責任組 合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピ タル事業	1.0	—
あきた創業投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	100	ベンチャーキャピ タル事業	1.0 (1.0)	—
秋田元気創生ファンド投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	200	ベンチャーキャピ タル事業	1.0 (1.0)	—
磐城国地域振興投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	300	ベンチャーキャピ タル事業	1.0 (1.0)	—
フェニックス投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピ タル事業	1.0	—
かんしん未来投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピ タル事業	1.0	—
京都市スタートアップ支援投資事業有限責任 組合 (注) 2、5	京都市中京区	260	ベンチャーキャピ タル事業	3.8	—
ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	154	ベンチャーキャピ タル事業	1.0 (1.0)	—

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の 内容	出資割合 (%)	関係内容
こうべしんきんステップアップ投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	188	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	360	ベンチャーキャピタル事業	0.6	—
イノベーション創出投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
おおさか社会課題解決投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
トマト創業支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かんしん未来第2号投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
あなぶきスタートアップ支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
えひめ地域活性化投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	3.3	—
びわこ・みらい活性化投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	100	ベンチャーキャピタル事業	5.0	—
イノベーションC投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	210	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
しらうめ第1号投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
日高見の国地域振興投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	100	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
KOBEスタートアップ育成1号ファンド投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ウィルグループHRTech2号投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
日本スタートアップ支援1号投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	660	ベンチャーキャピタル事業	1.5	—
かんしん事業承継支援投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
SUWASHIN地域応援ファンド1号投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	701	ベンチャーキャピタル事業	0.1	—
おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の 内容	出資割合 (%)	関係内容
東日本銀行地域企業活性化投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	2,300	ベンチャーキャピタル事業	4.3	—
京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	330	ベンチャーキャピタル事業	1.5	—
WAOJE海外進出支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	190	ベンチャーキャピタル事業	0.5	—
ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
京都市スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	260	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
もりおかSDGs投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	198	ベンチャーキャピタル事業	1.5	—
創発の蒼1号投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	1,320	ベンチャーキャピタル事業	0.8	—

(注) 1 出資割合の(内書)内は、間接所有割合で内数であります。

2 当社は、無限責任組合員として出資しております。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 特定子会社であります。

5 出資金総額は、コミットメント総額であります。

6 子会社であるFVC Tohoku(株)が無限責任組合員として出資しております。

7 当社は、他社と共同で無限責任組合員として出資しております。

8 あおもりクリエイトファンド投資事業有限責任組合は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	214百万円
(2) 経常利益	141百万円
(3) 当期純利益	141百万円
(4) 純資産額	337百万円
(5) 総資産額	337百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ベンチャーキャピタル事業	36
合計	36

(注) 前連結会計年度末に比べ従業員数が2名減少しております。主な理由は、主として自己都合退職によるものです。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
32	41	4.4	6,334,563

セグメントの名称	従業員数（名）
ベンチャーキャピタル事業	32
合計	32

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の創業理念は、「ベンチャー企業の経営者の夢の実現を応援する」ことにあり、これまで投資事業組合を通じて投資先企業の育成支援に努めてまいりました。創業よりこの理念に変わりはありませんが、ベンチャーキャピタルという資産運用会社としてのビジネスモデルのみを事業領域とすると、上場市場の低迷に対応しきれず、業績の変動幅が大きくなってしまふことから、当社が上場企業として存続、発展していくためには、収益を投資先企業の上場のみ依存するのではなく、長期的収益と短期的収益のバランスをとる必要があります。そのため、当社のミッションを「100年継続企業を創る」に定義し直し、企業を100年継続させるために必要なイノベーションやリスクマネーの機能を幅広く提供しプラットフォームを構築する会社となるべく、国内外で様々な機関と連携し、M&Aによる機能強化並びに収益機会の獲得を目指し、事業ポートフォリオの再構築に取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は事業特性上、株式市場等の影響を強く受け、収益水準の変動が大きいこと、目標数値を掲げることは困難であります。当連結会計年度において営業損失を計上している現状を重く受け止め、継続的な営業利益の黒字化を重要な経営目標とし、収益の顕在化を目指します。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

① 投資成果の向上

ベンチャーキャピタル事業を中核とする当社にとりまして、投資家の皆さまからお預かりした資金を原資とした投資により成果を上げ、その成果から生まれる信頼によって次の投資の器となるファンドに資金をお預かりするというプロセスを繰り返す中でその規模を拡大していくことが1つの成長モデルであります。しかしながら、当社が管理運営するファンドの多くは、新規上場社数が5年連続で50社を下回る歴史的低迷期に刈り取り期を迎え、想定リターンを下回っており、スムーズな拡大再生産を実現するに至っておりませんでした。そのような中、当社はエクイティ投資によるファイナンシャルリターンのみ追求から、エクイティ投資における投資ノウハウを広く利用者に提供し、利用者から継続的な収益を得るモデルへ数年かけて事業転換を行ってまいりました。これにより、当社はファンド運営機能の提供者として唯一のポジションを確立し、今後、エクイティ投資に係る様々なノウハウを広く提供し、利用者の中長期の事業戦略をサポートすることで、当社の事業も拡大させていく方針であります。

② エクイティサービスプロバイダーとしての機能強化

ベンチャーキャピタル事業は市場環境からの影響を強く受けることから、上場を維持する限りにおいてベンチャーキャピタル単一事業での経営は不安定なビジネスモデルと言わざるをえません。当社としては、上述した「100年継続企業を創る」という理念の下、創業来20年にわたり特に地方においてベンチャーキャピタルとして活動する中で蓄積した知見を活用し、新たな事業領域に進出することで、強固なビジネスモデルを構築すべく取り組んでまいります。既にシェアオフィス事業、アクセラレータープログラム等の取り組みを開始しておりますが、企業のPR支援業務や業務提携のみならずM&Aによる収益機会の獲得にも取り組んで含め活動してまいります。また、現在はエクイティ投資によるファイナンシャルリターンのみ追求から、投資ノウハウを広く提供し、利用者から継続的な収益を得るモデルへ転換を図っております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 新規ファンドの設立

当社はこれまで、複数年にわたり営業赤字を計上しながらも、ファンドから受領する管理報酬を中心とした安定的収入により固定的経費を賄うことができるよう事業モデルの転換を進めてまいりましたが、安定的収入で固定的経費を賄うことができるようになり、新規上場のみ依存しないビジネスモデルを確立いたしました。この収益モデルを継続し、今後も安定的収入を拡大することが重要な課題であります。

② 新たな収益源の獲得

当社は、IPOに依存しない収益モデルを確立するため、新たな収益事業への取り組みを推進しており、コワーキング施設の運営、他社運営ファンドの管理受託のほか、国内上場企業向けファンドの投資活動等を行っております。既存事業の拡大に加え、収益の柱となり得る新規事業を構築すべく、引き続き事業会社の提携模索、M&A等の施策を検討してまいります。

③ 営業体制の強化

当社では業務推進に必要な最低限の人員体制で運営しており、サービス機能の拡充を図りつつ効率的なファンド運営体制の構築による原価改善を進めており、1ファンド当たりの運営コストの削減に努めております。収益を獲得していくためには、業務の一層の合理化を図りながら、新たな人員を確保し、かつ早期に戦力化するよう教育体制を充実させる必要があります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

<ベンチャーキャピタル業務への偏り>

当社は、いわゆるクラシカルなベンチャーキャピタル業務からイノベーションとリスクマネー供給のためのプラットフォーム会社へと事業モデルの変革に取り組んでいますが、収益の中心は未だクラシカルなベンチャーキャピタル業務であり、経営資源を投資事業組合（以下、「ファンド」という。）の管理・運営、投資先企業の選定及び育成支援に集中しております。そのため、当社の業績は日本の経済情勢の変化や株式市場の影響を強く受けることとなり、経済環境の変化に適切に対応できないと、当社の業績及び財政状態が悪化する可能性があります。

<投資資金の回収>

当社のファンド運営成績には、ファンドの運営期間中に投資資金を早期に、かつ、どれだけ投資金額を上回って回収できるかということが直接的な影響要因となります。当社の主な投資対象は、株式上場を目指す成長性の高い未上場企業であります。投資先企業が株式上場に至ることなく経営破綻する場合、又は株式上場時期が延期となる場合、さらには、株式上場後に株式売却金額が想定額を大幅に下回る場合等が考えられます。それに伴い、営業投資有価証券の売却損失や投資資金の回収期間の長期化が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<株式市場の下落と新規上場市場の低迷>

当社が株式上場した投資先企業の株式売却によって得られる収益は、株式市場の動向等に大きく影響を受けます。株式市場が下落した場合や新規上場市場が低迷した場合には、保有する上場株式に評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規上場銘柄は場合により、ロックアップ契約等によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。その間の価格変動リスクは不可避であり、株価が下落した場合は、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<ファンド残高の減少>

ファンドの運用成績が芳しくない場合、又は出資者対応が適切に行えなかった場合には、当社が運営するファンドに対する社会的信用及び投資家からの信頼の低下を招き、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。また、顧客ニーズを適時適切にとらえた商品設計ができない場合も同様に、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。その結果、当社がファンドから受領する管理報酬金額の減少や十分な投資実行が行われないことによる将来の収益の減少により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<投資損失引当金の計上及び減損処理の実施>

当社の投資先企業の多くは、新しいビジネスを営んでいる未上場企業であります。このため、当初想定していたおりの成長が出来ない場合には、その投資先企業に著しい業績悪化、資金繰り悪化又は破綻の可能性が生じます。その場合、当該投資先企業の有価証券について、投資損失引当金の繰入又は減損損失を計上することになり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<法的規制>

当社はファンドの管理運営、プライベート・エクイティ投資を行っており、その活動にあたっては、種々の法的規制（会社法、金融商品取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等）を受けることとなります。従いまして、その活動が制限される場合及びこれらの規制との関係で費用が増加する場合があります。当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<株式の希薄化>

当社は、資金調達又は連携先との関係強化を目的として、今後新株式及び新株予約権等を発行する可能性があることから、これらの発行及び行使により、当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

また、当社は、役職員に対して、業績向上意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権によるストック・オプション制度を導入しておりましたが、2018年6月28日開催の第20期定時株主総会において、ストック・オプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。これにより、既に付与済のものを除き、今後はストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたしました。当社は今後、譲渡制限付株式を発行する可能性があり、発行により、当社の1株当たりの株式価値は希薄化します。また、当社株式の短期的な需給バランスの変動が発生し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

<システムリスク>

当社は、会計システムや情報管理システム等により、経理情報や投資先企業の情報等を管理しております。このため、コンピュータウイルス感染やサーバ等への不正アクセス等の防止及びデータ保全のためのバックアップなどの対策を実施しております。しかし、コンピュータウイルス感染や天変地異等により、システムダウンや誤作動等が発生するリスクがあります。また、不正アクセスなどにより、データの改ざんや投資先企業の情報が流出する等の可能性があります。これらの事態が発生した場合、業務遂行に支障をきたす可能性があり、損害賠償や社会的信用の低下等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<資金の調達>

当社の投資の原資は手元資金により賄われておりますが、今後の既存事業拡大や新規事業構築に伴い、金融機関からの借入や資本市場により資金調達する場合があります。その際、金融市場その他の要因の変動が借入条件に影響を与える場合には、当社の財政状態にも悪影響を及ぼす可能性があります。

<コンプライアンス>

「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、コンプライアンス体制構築には万全を期した上で業務の合理化を進めてはいるものの、少人数での運営体制になることで牽制機能が弱まり、何らかの不祥事等が生じた場合、その内容によっては当社の信頼が損なわれ、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<投資能力の劣化>

投資機会の減少により投資担当者の能力が低下し、又は担当者の離職により投資先との信頼関係が劣化すること等により、ファンドの運用パフォーマンスが悪化すると、ファンドの損益を取り込むことにより当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運用パフォーマンスの悪化は新規ファンドの設立及び募集を困難にする恐れがあり、そうなる当社がファンドから受領する管理報酬金額の減少や十分な投資実行が行われないことによる将来の収益の減少により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<人材確保、育成>

当社の成長力の源泉は、主として投資先企業の成長を支えるとともに各種収益機会を獲得する投資担当者に大きく依存いたします。一方管理部門においても、合理化を進める中で少人数の運営体制を築いており、個人人材への依存度が高い状態にあります。従いまして過度な離職を防止し、能力ある人材を確保できないと、当社の成長、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるとともに、業務運営に支障をきたす恐れがあります。

<情報管理>

当社が保有する取引先の重要な情報及び個人情報の管理について、情報セキュリティ管理規程はじめ各種規程を制定するとともに役職員への周知徹底を行っておりますが、今後、不測の事態によりこれらの情報が漏洩した場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<為替レートの変動>

連結財務諸表の作成時、当社グループの海外における外貨建ての資産・負債を円換算いたしますが、換算時の為替レートによりましては、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

<M&Aに対するリスクについて>

当社グループは事業拡大及び安定収益の確保を目的として、積極的にM&Aの検討を進めております。M&Aにおいては、対象企業の財務内容や主要事業に関するデューデリジェンスを実施することにより、事前にリスクを把握するように努めておりますが、事業環境の急激な変化や、予期せぬ簿外債務や偶発債務が発生した場合、取引時に想定したシナジー効果が達成されなかった場合並びに対象企業の事業が計画通りに進展せずのれんの減損処理が生じる場合等、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

<新型コロナウイルス感染症について>

新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については不確実性が大きく、投資先企業の業績や資金繰りの悪化による損失が発生する可能性があります。その場合、当該投資先企業の有価証券について、投資損失引当金の繰入又は減損損失を計上することになり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における株式市場は、4月に18千円ほどであった日経平均株価は9月まではほぼ横ばいで推移したものの10月以降は上昇傾向にあり、2月には30千円台を回復するなど、強含みの推移となり新型コロナウイルスの影響を受けながらも、年度末には29千円台を維持しておりますが、引き続き新型コロナウイルスの影響が懸念され、先行きは不透明な状況です。

一方で、新規上場市場においては、当連結会計年度における新規上場社数が99社で、前年同期の99社と同水準となったものの、新型コロナウイルス等の影響を受けて8社が上場を中止または延期するという状況となり、新規上場を目指す企業群にとっては引き続き厳しい環境が続くものと思われまます。

このような環境の中、当社では新規上場に依存しないビジネスモデルを形成するために、事業領域の拡大及び安定収入の獲得に向けた取り組みを進めております。

安定収入かつ将来のキャピタルゲイン獲得に結びつく新規ファンドの設立については、CVCファンドとして、2014年に設立したブリッジベンチャーファンド2014の後継ファンドとして投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020を設立、テーマファンドとして、鎌倉投信株式会社他と共同で創設の荅1号投資事業有限責任組合を設立、また地方創生ファンドとして、株式会社豊和銀行と共同でほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合を設立、京都信用金庫、京都中央信用金庫と共同で、京都市、日本政策金融公庫、京都リサーチパーク株式会社の連携・協力を得て京都市スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合を設立いたしました。当ファンドは、2016年に設立した京都市スタートアップ支援ファンドの後継ファンドとして、地域活性化に資する事業者を積極的に支援してまいります。また、当社の連結子会社であるFVC Tohoku株式会社は、もりおか起業投資事業有限責任組合の後継ファンドとして盛岡信用金庫他と共同でSDGsの17のゴール及び社会課題の解決を投資テーマにもりおかSDGs投資事業有限責任組合を設立いたしました。

これにより、運用中のファンド総額は20,703百万円と、前連結会計年度から3,261百万円増加いたしました。投資業務においては、国内スタートアップへの投資、事業承継支援のための投資を中心に行い、投資残高は298社、7,012百万円と、前連結会計年度から47社、1,570百万円増加いたしました。

当連結会計年度における経営成績を見てまいりますと、運用中のファンドから上場した投資先企業は2社となり、キャピタルゲインの発生、当該キャピタルゲインに対する成功報酬を獲得いたしました。また、未上場の投資先企業についても種類株式による取得請求など、多様なEXITによるキャピタルゲインの発生、及び、成功報酬を獲得いたしました。

さらに2017年11月に持分法適用会社となった株式会社デジアラホールディングスの業績が好調に推移したことで、営業外収益で計上している持分法による投資利益が増加し、収益の安定化に貢献いたしました。

コスト面においては、効率的なファンド運営体制の構築による原価改善を進め、1ファンド当たりの運営コストの削減に努めました。一方、当社から直接投資した個別の投資先企業で減損が発生し、赤字幅は縮小したものの、営業損失となりました。

また、当社は、これまで、ファンドから受領する管理報酬を中心とした安定的収入により固定的経費を賄うことができるよう、事業モデルの転換を進めてまいりましたが、第3四半期連結会計期間において安定的収入で固定的経費を賄うことができるようになり、新規上場のみならず依存しないビジネスモデルを確立いたしました。

その結果、当連結会計年度における、売上高は860百万円（前連結会計年度454百万円）と増収、営業損失は14百万円（同102百万円）と赤字幅が縮小、経常利益は94百万円（同14百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は20百万円（同37百万円の当期純損失）と、黒字に転換いたしました。

① 売上高の分析

当連結会計年度における営業投資有価証券売上高は、上場、及び、未上場の営業投資有価証券の売却が前年同期に比べて増加したことにより、前年同期の24百万円から増加して231百万円となりました。投資事業組合管理収入は、ファンドの新規設立、及び、キャピタルゲインに対する成功報酬の獲得により、前年同期の331百万円から増加して544百万円となりました。コンサルティング収入による売上高は、前年同期の44百万円から減少して36百万円となりました。また、コワーキング収入による売上高は、前年同期の47百万円から減少して41百万円となりました。

また、最近2連結会計年度の主な相手先別の連結売上高及び当該連結売上高に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
エネルギープロダクト株式会社	21	4.8	169	19.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 売上原価の分析

当連結会計年度における売上原価は、678百万円（前連結会計年度339百万円）となりました。

売上原価の内訳は、上場、及び、未上場株式の売却原価76百万円（同0百万円）、営業投資有価証券の減損等302百万円（同0百万円）、投資損失引当金繰入額4百万円（同繰入額1百万円）、その他売上原価295百万円（同336百万円）となっております。

③ 販売費及び一般管理費の分析

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、196百万円（前連結会計年度217百万円）となりました。

当該減少は、投資管理業務の効率化による経費削減努力等によるものであります。

<ベンチャーキャピタル事業>

a. 営業投資関連損益の状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減
営業投資有価証券売上高	24	231	207
営業投資有価証券売却額 (上場)	—	11	11
営業投資有価証券売却額 (未上場)	1	204	202
営業投資有価証券利息・配当金	22	16	△6
営業投資有価証券売上原価	1	378	376
営業投資有価証券売却原価 (上場)	—	1	1
営業投資有価証券売却原価 (未上場)	0	74	73
営業投資有価証券減損額	0	302	301
投資損失引当金繰入額	1	4	3
投資損失引当金繰入額	1	5	3
売却に係る投資損失引当金戻入額 (△)	—	△0	△0
減損に係る投資損失引当金戻入額 (△)	△0	△0	△0
営業投資関連損益	21	△151	△172

(注) 当連結会計年度末における営業投資有価証券に対する投資損失引当金の割合は、7.0%(前連結会計年度末0.6%)となりました。

b. 投資損失引当金の状況

当社は、投資先企業の経営成績及び財務状況を個別に精査し、さらに投資実行の主体である各ファンドの解散時期を勘案した上で、それぞれの営業投資有価証券を四半期ごとに評価し、償却処理又は投資損失引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大による投資先企業への影響など、昨今の急激な外部環境の変化が投資先企業に及ぼす影響も、極力タイムリーに反映した評価を行っております。

当連結会計年度においては、投資損失引当金繰入額は4百万円(前連結会計年度は繰入額1百万円)、当連結会計年度末における投資損失引当金残高は7百万円(前連結会計年度末2百万円)となりました。なお、投資損失引当金の戻入額と繰入額は相殺し、純額表示しております。

また、当連結会計年度末における営業投資有価証券に対する投資損失引当金の割合は、7.0%(前連結会計年度末0.6%)となりました。

c. 投資の状況

当連結会計年度における当社の投資実行の状況は、83社、1,896百万円（前連結会計年度88社、2,045百万円）となり前連結会計年度に比べ5社、148百万円減少しております。また、当連結会計年度末における投資残高は298社、7,012百万円（前連結会計年度末251社、5,441百万円）となりました。

① 証券種類別投資実行額

証券種類	投資実行額			
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額 (百万円)	投資企業数 (社)	金額 (百万円)	投資企業数 (社)
株式	1,542	79	1,612	70
社債等	502	14	284	16
合計	2,045	88	1,896	83

- (注) 1. 投資企業数の合計値は、株式、社債等双方に投資している重複社数を調整しております。
2. 金額及び投資企業数は、連結グループ間の取引及び持分法適用の投資事業組合によるものを含めております。

② 証券種類別投資残高

証券種類	投資残高			
	前連結会計年度末 (2020年3月31日)		当連結会計年度末 (2021年3月31日)	
	金額 (百万円)	投資企業数 (社)	金額 (百万円)	投資企業数 (社)
株式	4,545	231	5,871	269
社債等	896	30	1,140	41
合計	5,441	251	7,012	298

- (注) 1. 投資企業数の合計値は、株式、社債等双方に投資している重複社数を調整しております。
2. 金額及び投資企業数は、連結グループ間の取引及び持分法適用の投資事業組合によるものを含めております。

d. 投資先企業の上場状況

当連結会計年度において上場した投資先企業は以下の2社であります。

	会社名	公開年月	公開市場	主要業務	本店所在地
国内 2社	KIYOラーニング株式会社	2020年7月	東証マザーズ	ビジネスパーソン向け教育コンテンツおよび教育サービスの企画、制作、販売、運営	東京都
	株式会社i-plug	2021年3月	東証マザーズ	新卒逆求人サイト「OfferBox (オファーボックス)」シリーズの運営	大阪府

e. 投資事業組合の状況

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
投資事業組合出資金総額 (百万円)	17,442	20,703
投資事業組合数 (組合)	40	45

(注) 「投資事業組合出資金総額」は、コミットメント総額であります。

① 出資金総額が増加した投資事業組合

当連結会計年度において出資金総額が増加した投資事業組合は、以下の9組合であります。

(単位：百万円)

投資事業組合名	増加した出資金額	増加の理由
ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合	300	新規設立
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020	非公開	新規設立
日本スタートアップ支援1号投資事業有限責任組合	150	追加出資
こうべしんきんステップアップ投資事業有限責任組合	33	追加出資
しらうめ第1号投資事業有限責任組合	100	追加出資
京都市スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合	260	新規設立
もりおかSDGs投資事業有限責任組合	198	新規設立
ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任	600	追加出資
創発の荅1号投資事業有限責任組合	1,320	新規設立
合計 (9組合)	3,261	

② 出資金総額が減少した投資事業組合

当連結会計年度において出資金総額が減少した投資事業組合はありません。

(2) 財政状態

資産、負債及び純資産の分析

総資産額については、当連結会計年度末は、3,199百万円（前連結会計年度末3,046百万円）となりました。その内訳は流動資産2,335百万円（同2,284百万円）、固定資産863百万円（同762百万円）です。

負債額については、当連結会計年度末は、398百万円（同315百万円）となりました。

また、純資産額については、親会社株主に帰属する当期純利益20百万円を計上したこと、非支配株主持分が48百万円増加したこと等により、2,801百万円（同2,731百万円）となりました。なお、純資産にはファンドの組合員の持分である非支配株主持分等が含まれるため、これらを控除して算出した自己資本は2,620百万円（同2,597百万円）であることから、自己資本比率は81.9%（同85.3%）となっています。

(3) キャッシュ・フロー

当社グループの資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、売上原価、販売費及び一般管理費の人件費、営業費用、管理費用であります。また、投資を目的とした資金需要は、ファンドへの投資資金、M&A等による関係会社株式の取得等によるものであります。当社及び当社が管理運営するファンドが保有する株式及び社債は、ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であり、時価もなく流動性が極めて限定されています。そのため、自己資本の充実と安定的な収益を確保することに努めております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入及び資本による資金調達を基本としております。当社グループは、調達コストとリスク分散の観点から、低コストかつ安定的な資金を確保するよう努めております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高はなく、手元資金により賄われております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「キャッシュ」という。）は、前連結会計年度末より245百万円増加し、2,040百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは277百万円のキャッシュインフロー（前連結会計年度290百万円のキャッシュアウトフロー）となりました。これは、投資先企業の売却によるキャピタルゲインの発生や当該キャピタルゲインに対する成功報酬による収入、新規設立ファンドが増加したことによる管理報酬を中心とした安定的収入が増加したことによるものであります。主に、税金等調整前当期純利益94百万円、持分法による投資利益107百万円、営業投資有価証券の減少350百万円、売掛金の増加168百万円、前受金の増加38百万円、未払消費税等の増加25百万円、利息及び配当金の受取額40百万円となっております。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは12百万円のキャッシュアウトフロー（前連結会計年度9百万円のキャッシュインフロー）となりました。これは主に、多数あるファンドの投資情報を効率的に管理するためのシステム構築を行ったことによるものであります。主に、有形及び無形固定資産の取得による支出14百万円となっております。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは19百万円のキャッシュアウトフロー（前連結会計年度64百万円のキャッシュアウトフロー）となりました。これは主に、非支配株主に対する分配金の支払によるものであります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や適切な仮定に基づいて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については不確実性が大きく、投資先企業の業績や資金繰りの悪化による投資損失引当金や減損損失が増加する可能性があります。今後の事業に対する影響につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては重要な設備投資等はありません。

2【主要な設備の状況】

提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (京都市中京区)	ベンチャーキャピ タル事業	事務所	1	1	18	21	22
東京事務所 (東京都港区)	ベンチャーキャピ タル事業	事務所	—	0	—	0	9

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (京都市中京区)	ベンチャーキ ャピタル事業	ソフト ウェア	15	15	自己資 金	2020年7月	2021年9月	—

- (注) 1. 既支払額には、ソフトウェア仮勘定が含まれております。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,902,600	8,902,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	8,902,600	8,902,600	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、2017年9月14日の取締役会において決議されたものであります。

2017年9月14日取締役会決議

当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが同日の取締役会において決議されたものであります。その内容は次のとおりであります。

	第10回新株予約権
決議年月日	2017年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 34
新株予約権の数(個) ※	113 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 11,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,650 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2019年10月21日～2021年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,650 資本組入額 825
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要するものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	不可
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当該時点で行使されていない付与株式数について次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、当該時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果、生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記1に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記1に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記1に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、これを認めない。
- viii その他の新株予約権の行使の条件
上記1に準じて決定する。
- ix その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年8月1日 (注) 1	—	7,104,600	△1,916	500	△849	281
2016年8月2日～ 2017年3月31日 (注) 2	1,788,700	8,893,300	1,442	1,942	1,442	1,723
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注) 3	9,300	8,902,600	1	1,943	1	1,725
2020年8月1日 (注) 1	—	8,902,600	△443	1,500	△685	1,039

(注) 1 資本金及び資本準備金の減少は、欠損填補によるものであります。

- 2009年7月30日開催の当社取締役会決議により発行した新株予約権及び2016年9月8日開催の当社取締役会決議により発行した新株予約権の権利行使による増加であります。
- 2009年7月30日開催の当社取締役会決議により発行した新株予約権の権利行使による増加であります。
- 2015年4月23日提出の有価証券届出書及び2016年3月29日提出の資金使途の変更に関するお知らせ並びに2016年9月8日提出の有価証券届出書及び2017年3月28日提出の資金使途の変更並びに2017年9月26日提出の資金使途変更及び2019年3月14日提出の変更に関するお知らせ並びに2020年3月12日提出の資金使途変更に関するお知らせに記載いたしました。

(1) 変更の理由

当社は、2015年4月23日付「第三者割当により発行される第7回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、新規ファンド組成による収益基盤の獲得及び資本強化を目的とした第三者割当による第7回新株予約権の発行による資金調達を実施し、その後、2016年9月8日付「第三者割当により発行される第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）の発行及び新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、事業領域の拡大と収益基盤の強化及び既存事業への貢献を目指したM&Aを含む投資を強化する目的とした第三者割当による第8回新株予約権の発行による資金調達を実施いたしました。

また、2016年3月29日付、2017年3月28日付、2017年9月26日付、2019年3月14日付の各「資金使途の変更に関するお知らせ」にて、調達する資金の額、資金使途並びに支出予定時期を変更する旨開示いたしました。

資金使途であるM&Aについては、継続的に進めておりますが、具体化するまでの一定の期間が見込まれることから資金の支出予定時期を見直すことといたしました。

また、投資事業組合への出資金については、地方創生ファンドやCVCファンドの新規設立は順調に進んでいるものの、現時点の進捗等を勘案して資金の支出予定時期を見直すことといたしました。

(2) 変更の内容

〈変更前〉

支出完了

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 借入金の約定返済への充当金	85	2015年6月～2016年5月
② 投資事業組合設立推進のための投資	142	2016年3月～2017年3月
③ 借入金の返済	454	2016年12月
④ 海外事業への投資	500	2016年9月～2018年3月
⑤ M&A	687	2016年9月～2020年3月
⑥ 新規に設立を計画している投資事業組合への出資金 (海外ファンドを含む)	446	2015年5月～2020年3月

支出未了

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A	1,224	2016年9月～2020年3月
② 新規に設立を計画している投資事業組合への出資金 (海外ファンドを含む)	16	2015年5月～2020年3月

〈変更後〉

支出完了

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 借入金の約定返済への充当金	85	2015年6月～2016年5月
② 投資事業組合設立推進のための投資	142	2016年3月～2017年3月
③ 借入金の返済	454	2016年12月
④ 海外事業への投資	500	2016年9月～2018年3月
⑤ M&A	687	2016年9月～2020年3月
⑥ 新規に設立を計画している投資事業組合への出資金 (海外ファンドを含む)	463	2015年5月～2021年3月

支出未了

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A	1,222	2016年9月～2022年3月

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	3	23	66	20	12	8,125	8,249	－
所有株式数（単元）	－	1,371	9,799	3,661	674	81	73,413	88,999	2,700
所有株式数の割合（％）	－	1.5	11.0	4.1	0.8	0.1	82.5	100.0	－

（注） 自己株式1,283株は、「個人その他」に12単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	434,700	4.88
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	219,100	2.46
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	113,600	1.28
マンティス・アクティビスト投資1号株式会社	東京都港区浜松町2丁目2-15	100,000	1.12
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	91,500	1.03
土師 裕二	東京都調布市	60,000	0.67
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目30-8	57,700	0.65
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	56,200	0.63
長倉 貴子	兵庫県西脇市	48,500	0.54
渡邊 定雄	東京都板橋区	45,000	0.51
計	－	1,226,300	13.78

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,898,700	88,987	—
単元未満株式	普通株式 2,700	—	—
発行済株式総数	8,902,600	—	—
総株主の議決権	—	88,987	—

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) フューチャーベンチャーキ ャピタル株式会社	京都市中京区烏丸通錦小路 上ル手洗水町659番地烏丸 中央ビル	1,200	—	1,200	0.0
計	—	1,200	—	1,200	0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	26	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,283	—	1,283	—

3 【配当政策】

当社は、直接的な利益還元に加え、中長期的な株価上昇を含めた総体的な株主利益の実現を目指しております。この考えに基づき、事業から得られたキャッシュ・フローは、①成長につながる戦略投資、②安定的な配当へ優先的に充当することを基本方針としております。現状といたしましては、継続的な利益の黒字化を達成できていないため、創業以来配当を実施していません。

剰余金の配当は、年1回事業年度末に行うことを基本方針としておりますが、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度につきましては、投資回収及び新規事業による収益獲得が想定に及ばず当期純損失を計上したため、無配といたします。今後は早期に収益体質を確保することで、適正な配当を行うことができるよう努めてまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の向上にむけてステークホルダーとの信頼関係を基礎とすることを経営の重要テーマとしています。つまり、投資家の皆さま、ベンチャー企業、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を構築することが、株主の皆さまの利益を最大化する最も重要な方法であると考えております。

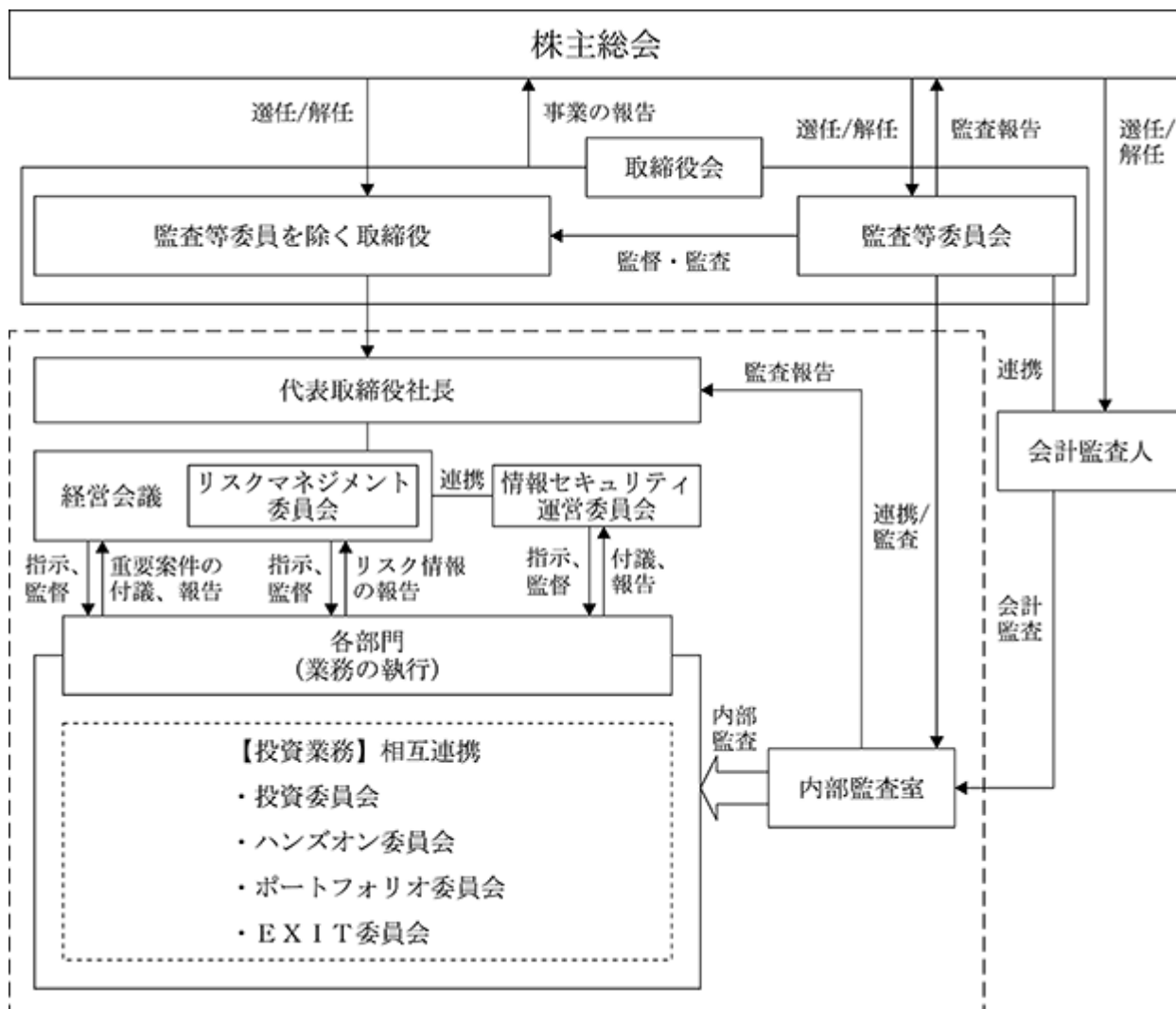
ステークホルダーとの信頼関係を構築し、維持するため、効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保の3つの視点を常に意識し、一層の社会的責任を果たすことができるよう、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社として、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くとともに、取締役会を構成する取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営のさらなる効率化を図っております。定款の定めにより、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるとしており、迅速・機動的な経営判断を行える体制をとっております。

当社における、企業統治の体制は、下図のとおりであります。

企業統治の体制（2021年6月25日現在）



当社は2021年6月24日開催の定時株主総会において当社の企業統治の体制は、監査等委員であるものを除く取締役4名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）となっております。取締役会は原則として月1回開催し、重要事項の決定、業務進捗状況の確認及び業務執行状況の監督を行っております。

当社の取締役会及び監査等委員会は、以下のメンバーで構成されております。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会
代表取締役社長	松本 直人	議長	
取締役	塩本 洋千	○	
社外取締役	藤野 宙志	○	
社外取締役	宗正 浩志	○	
社外取締役（監査等委員）	宮田 秀典	○	委員長
社外取締役（監査等委員）	北條 明宏	○	○
社外取締役（監査等委員）	小尾 一介	○	○

また、当社は、経営会議を設置しております。

経営会議は取締役の職務執行の効率化や意思決定の迅速化を目的としており、業務を執行する取締役と関連部門長で構成されております。経営会議は原則として月2回開催し、重要な決議事項や各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより意思決定プロセスを明確化し、経営の透明化を図っております。

一方、投資業務の適切な運営を保持するため、投資業務の重要な意思決定及び運営状況をチェックする機関として、投資委員会・ハンズオン委員会・ポートフォリオ委員会・EXIT委員会を設置しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

<内部統制システムの整備の状況>

当社では、内部統制システムの整備にあたっては、まずその基盤となる企業倫理推進体制の強化に取り組んでおります。2008年3月期に制定した日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「フューチャーベンチャーキャピタル株式会社行動規範」に則り、役職員への企業倫理の定着・浸透を図っております。またモニタリングの一貫として、内部通報制度を設置しております。

<リスク管理体制の整備状況>

管理部及び内部監査室が中心となって、リスク管理の充実に向けて取り組んでおります。リスクマネジメント委員会を経営会議の一機能としておき、その活動を取締役会にも報告することにより、企業リスクの早期発見と対応に努めております。中でも、経営に重要な影響を及ぼすリスクに関しては、随時リスクマネジメント委員会を開催し、リスク分析及び対応策の審議を行うことで、損失の未然防止に努めております。さらに、内部監査の結果を検証することにより、全役職員の意識の向上を図っております。

情報セキュリティ及び情報システムについては、関連規程に則り運営するとともに、疑義がある場合等は適宜情報セキュリティ運営委員会を開催し、リスクマネジメント委員会と連携しながら対応を検討しております。社内教育については、全役職員に対して年複数回の研修を実施し、徹底した啓蒙活動を推進しております。

<子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況>

当社は組合契約に基づく業務執行者として、当社組織内で連結子会社であるファンドの事業目的である投資業務及びその他の管理業務を行っており、<企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由>に記載の各種委員会を含む統治体制により業務の適正を確保しております。

<責任限定契約の内容の概要>

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 取締役に関する定款の定め

＜取締役の定数＞

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

＜取締役の選任の決議要件＞

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑤ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由、並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合の内容とその理由

＜自己株式の取得＞

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

＜中間配当＞

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

＜業務執行取締役等でない取締役の責任免除＞

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

＜株主総会の特別決議要件＞

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	松本 直人	1980年3月23日生	2002年4月 当社入社 2007年3月 関西投資部長 2009年6月 本社投資部長兼関西投資部長 2010年6月 執行役員西日本投資部長 2011年6月 取締役西日本投資部長 2016年1月 代表取締役社長兼投資部長 2016年3月 代表取締役社長(現)	(注) 3	6,400
取締役	塩本 洋千	1979年3月16日生	2003年4月 住友特殊金属株式会社(現 株式会社日立金属)入社 2007年12月 京都監査法人(現 PwC京都監査法人)入所 2015年2月 株式会社エコスタイル入社 2015年12月 同社管理本部本部長 2016年4月 同社執行役員管理本部本部長 2016年10月 同社取締役管理本部本部長 2018年12月 当社入社 2019年2月 当社管理部長 2019年6月 当社取締役管理部長(現)	(注) 3	—
取締役	藤野 宙志	1971年7月14日生	1995年4月 キヤノン販売株式会社入社 1999年9月 イー・トレード株式会社入社 2001年1月 ナスダック・ジャパン株式会社入社 2002年9月 株式会社シンプレクス・テクノロジー入社 2010年6月 株式会社グッドウェイ代表取締役社長(現) 2020年6月 当社取締役(現)	(注) 3	—
取締役	宗正 浩志	1962年2月1日生	1985年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行 市場資金部長 2013年4月 同行 執行役員 市場営業統括部長 2015年4月 同行 常務執行役員 市場営業部門副責任役員 2018年4月 同行 専務執行役員 市場営業部門統括責任役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務市場事業部門長 2020年4月 同行 上席顧問 2021年3月 株式会社オープンハウス 顧問(現) 2021年6月 当社取締役(現)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	宮田 秀典	1950年9月9日生	1983年4月 京セラ株式会社 入社 2001年4月 同社中央研究所所長 2003年6月 同社執行役員 2004年1月 株式会社京セラディスプレイ研究所代表取締役 2008年12月 株式会社キュービック代表取締役(現) 2011年4月 株式会社SOLE執行役員(現) 2012年4月 大阪工業大学工学部客員教授 2012年5月 同志社大学技術・企業・国際競争力研究センターアシスタントディレクター 2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 4	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	北條 明宏	1979年6月20日生	2002年4月 アコム株式会社入社 2008年12月 有限責任監査法人トーマツ入所 2013年1月 公認会計士登録 2015年6月 トーマツベンチャーサポート株式会社兼職 2016年9月 株式会社ネクステージ監査役 2016年11月 税理士登録 北條公認会計士・税理士事務所開業 2016年12月 株式会社坂ノ途中監査役(現) 株式会社ハカルス(現 株式会社HACARUS) 監査役 2017年1月 株式会社BLAST-Hub代表取締役(現) 2018年1月 株式会社ハカルス(現 株式会社HACARUS) 監査役退任 同社取締役(現) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現) 2019年10月 株式会社ハカルス(現 株式会社HACARUS) 取締役退任 同社監査役(現) 2021年5月 あっと株式会社監査役(現)	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	小尾 一介	1953年12月4日生	1977年9月 アルファレコード株式会社入社 1988年8月 サイトロン・アンド・アート株式会社代表取締役 2002年7月 株式会社カカコム取締役 2002年10月 株式会社デジタルガレージ取締役 2009年7月 グーグル株式会社執行役員 2013年1月 インモビージャパン株式会社 社長 2015年10月 Link Asia Capital株式会社代表取締役(現) 2016年5月 株式会社Nessa Japan取締役 2017年3月 株式会社インバウンドテック社外監査役(現) 2017年11月 クロスロケーションズ株式会社代表取締役 (現) 2018年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ取締役 (現) 2018年6月 当社取締役 株式会社インフォネット取締役(現) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)4	500
計					7,500

- (注) 1 取締役藤野宙志、取締役宗正浩志、取締役宮田秀典、取締役北條明宏及び取締役小尾一介は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 宮田秀典、委員 北條明宏、小尾一介
- 3 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役(監査等委員)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
津賀 弘光	1970年5月17日生	1993年4月 中小企業金融公庫（現 日本政策金融公庫）入庫 2002年4月 当社入社 2003年12月 株式会社UFJキャピタル（現 三菱UFJキャピタル株式会社）入社 2004年3月 中小企業診断士登録 2005年1月 Venture Business Support Office代表（現） 2006年4月 株式会社ワークステーション監査役 2015年6月 株式会社Warrantee監査役（現） 2016年6月 当社補欠取締役（監査等委員）（現） 2018年9月 株式会社ユニティ監査役（現）	(注) 1	100

(注) 1 補欠取締役（監査等委員）の任期は、就任した時から退任した取締役（監査等委員）の任期の満了の時までであります。

2 補欠取締役津賀弘光は、社外の補欠取締役であります。

② 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は監査等委員を除く取締役4名のうち2名、監査等委員である取締役3名のうち3名の社外取締役を選任しており、現状の体制において十分なガバナンス機能が果たされていると判断しております。なお、当社は社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準及び方針を定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

<社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割>

社外取締役は、外部の目線をもって経営を監視する役割を担うものでありますが、業務に関する知見が十分でない場合においては、コミュニケーションコストが過大に生じ、取締役会運営に支障を生じる恐れがあります。その点、当社の社外取締役は、金融業界又はベンチャー企業を運営若しくは支援する立場で一定の経験を有する方々であり、効率的に関与いただけるものと想定しております。また、それぞれ異なる背景をベースとして、当社の経営を監督又は監査いただけるものと想定しております。

なお、社外取締役5名のうち4名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

<社外取締役との関係>

監査等委員である社外取締役宮田秀典氏及び小尾一介氏は当社の株主であります。株主としての関係を除き、現在役員若しくは使用人である、又は過去に役員若しくは使用人であった会社を含め、いずれも当社と人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

<社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係>

監査等委員である取締役による監査については、「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。社外取締役による監督については、取締役会内外における監査等委員である取締役、内部監査室、及び会計監査人との意見交換を通じ、内部統制システムの構築・運用を含む業務執行の監督を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、監査等委員である取締役は3名で、非常勤の社外取締役で構成しております。

監査等委員である取締役宮田秀典氏は、産官学界にわたる深い造詣があり、監査等委員である取締役北條明宏氏は公認会計士、税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通しており、また監査等委員である小尾一介氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しております。

監査等委員である取締役は、必要に応じて役職員からの報告、説明等の聴取を行います。当社内における業務上の重要な意思決定を行う会議に出席する他、本社・事務所への往査など、実効性のある監査に取り組んでおります。また、監査等委員会は、会計監査の適正性を確保するため、会計監査人から法令に基づく会計監査の報告を受け、定期的に協議の機会を設け、意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長が直轄する内部監査室が実施し、内部監査室には当社従業員1名が所属しております。

内部監査室は、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告しております。また、定期的に当社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、内部監査計画を立案し内部統制の整備・構築及び運用状況を定期的に監査するとともに、その状況を取締役会及び監査等委員会に適宜報告してまいります。また、内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提案を行っております。

③ 会計監査の状況

当事業年度における当社の監査体制は次のとおりであります。

(監査法人の名称)

PwC京都監査法人

(継続監査期間)

2001年以降

(注) 2000年以前については調査が著しく困難であったため、当社が株式上場した時期を踏まえて調査した結果について記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

(業務を執行した公認会計士)

指定社員 業務執行社員 柴田 篤

指定社員 業務執行社員 高田 佳和

(監査業務に係る補助者の構成)

補助者の人数 公認会計士 1名 会計士試験合格者 1名 その他 3名

(監査法人の選定方針と理由)

当社は、会計監査人の選定及び評価に際して、当社の専門的な業務内容に対応して的確な監査業務を実施することができる一定の規模と品質を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であることや過去の監査実績などを総合的に勘案し選定しております。

(監査等委員会による監査法人の評価)

当社の監査等委員会は、監査法人に対して「監査等委員会監査等基準」の補則に定める「会計監査人の評価基準」を基に、評価を行っており、同法人の会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、会計監査は従前から適正に行われていることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	12	—	12	—
連結子会社	—	—	—	—
計	12	—	12	—

(監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 ((監査公認会計士等に対する報酬の内容) を除く))
該当事項はございません。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)
該当事項はございません。

(監査報酬の決定方針)

特別な方針等は定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画の内容や監査時間等を検討し、監査等委員会との協議の上、決定する方針であります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会において承認を得た範囲内で、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、過半数を社外取締役で構成した指名報酬委員会により、各職責及び業績並びに取締役の諮問に応じて算出しており、また、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。2016年6月23日開催の第18回定時株主総会及び2017年6月29日開催の第19回定時株主総会決議において、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の限度額は年額1億44百万円以内（うち社外取締役24百万円）、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額24百万円以内と決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。業績連動報酬は売上高と営業利益を指標としており、それぞれの指標の達成度合いや経営環境等を勘案し業績貢献度を考慮して決定しております。業績連動報酬の指標として売上高と営業利益を採用する理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を総合的に判断することが重要であると考えているためであります。また、2018年6月28日開催の第20回定時株主総会において、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主との価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式を割当てるための報酬を上記の報酬額の内枠として支給すると決議されております。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

①基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

②業績連動報酬等に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、ファンドから受領する管理報酬を中心とした安定的収入による営業損益の黒字化を重要課題としており、当該安定収入に関する連結売上高、及び、連結営業利益（前期赤字額に対する改善額）を業績指標（KPI）とし、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を現金報酬として毎年、一定の時期に支給しております。

③非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

④報酬等の割合に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は、業績指標100%達成時において、おおよその目安として基本報酬：業績連動報酬等=7:3としております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	26	19	—	7	—	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	7	7	—	—	—	7

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

当該事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的成長と企業価値向上のもと、取引先との関係を構築し円滑に事業を推進するため株式を保有しております。保有目的の合理性については、保有株式を個別に検証し取締役会において協議の上、保有の有無を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	4	16
非上場株式以外の株式	1	2

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)愛媛銀行	2,000	2,000	企業間取引の安定、強化	無
	2	2		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務報告を行う事の重要性を強く認識しており、公益財団法人財務会計規準機構へ加入し、適正な財務報告のための社内体制構築、監査法人との連携、各種団体が主催する講習会への参加等、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,794	2,040
売掛金	—	168
営業投資有価証券	457	108
投資損失引当金	△2	△7
その他	35	26
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	2,284	2,335
固定資産		
有形固定資産		
建物	9	10
減価償却累計額	△8	△8
建物（純額）	1	1
工具、器具及び備品	12	12
減価償却累計額	△9	△10
工具、器具及び備品（純額）	2	2
有形固定資産合計	4	4
無形固定資産		
ソフトウェア	1	1
ソフトウェア仮勘定	—	16
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	2	18
投資その他の資産		
投資有価証券	18	18
関係会社株式	696	763
繰延税金資産	—	19
その他	41	39
投資その他の資産合計	755	840
固定資産合計	762	863
資産合計	3,046	3,199
負債の部		
流動負債		
預り金	2	3
賞与引当金	24	28
前受金	210	249
未払法人税等	14	25
その他	30	58
流動負債合計	282	365
固定負債		
退職給付に係る負債	27	33
繰延税金負債	6	—
固定負債合計	33	33
負債合計	315	398

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,943	1,500
資本剰余金	1,723	1,037
利益剰余金	△1,067	83
自己株式	△2	△2
株主資本合計	2,597	2,618
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	2
その他の包括利益累計額合計	0	2
新株予約権	13	12
非支配株主持分	119	168
純資産合計	2,731	2,801
負債純資産合計	3,046	3,199

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高		
営業投資有価証券売上高	24	231
投資事業組合管理収入	331	544
コンサルティング収入	44	36
コワーキング収入	47	41
その他の売上高	5	5
売上高合計	454	860
売上原価		
営業投資有価証券売上原価	1	378
投資損失引当金繰入額	1	4
その他の原価	336	295
売上原価合計	339	678
売上総利益	114	181
販売費及び一般管理費	※1 217	※1 196
営業損失(△)	△102	△14
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
持分法による投資利益	88	107
為替差益	0	0
その他	0	3
営業外収益合計	88	110
営業外費用		
その他	0	1
営業外費用合計	0	1
経常利益又は経常損失(△)	△14	94
特別利益		
投資有価証券売却益	2	—
特別利益合計	2	—
特別損失		
関係会社株式売却損	6	—
固定資産除却損	※2 2	※2 0
事務所移転費用	0	—
特別損失合計	10	0
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△21	94
法人税、住民税及び事業税	3	30
法人税等調整額	2	△26
法人税等合計	5	3
当期純利益又は当期純損失(△)	△27	90
非支配株主に帰属する当期純利益	9	69
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△37	20

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△27	90
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3	△0
為替換算調整勘定	10	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	2
その他の包括利益合計	※1 6	※1 1
包括利益	△20	92
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△30	22
非支配株主に係る包括利益	9	69

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,943	1,723	△1,029	△2	2,634
当期変動額					
減資					—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△37		△37
自己株式の取得				—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△37	—	△37
当期末残高	1,943	1,723	△1,067	△2	2,597

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4	△10	△6	14	176	2,819
当期変動額						
減資						—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△37
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3	10	6	△0	△57	△50
当期変動額合計	△3	10	6	△0	△57	△88
当期末残高	0	—	0	13	119	2,731

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,943	1,723	△1,067	△2	2,597
当期変動額					
減資	△443	△685	1,129		—
親会社株主に帰属する当期純利益			20		20
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△443	△685	1,150	△0	20
当期末残高	1,500	1,037	83	△2	2,618

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	0	—	0	13	119	2,731
当期変動額						
減資						—
親会社株主に帰属する当期純利益						20
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	—	1	△1	48	49
当期変動額合計	1	—	1	△1	48	70
当期末残高	2	—	2	12	168	2,801

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△21	94
減価償却費	2	1
株式報酬費用	△0	—
有形固定資産除却損	2	0
投資有価証券売却損益(△は益)	△2	—
関係会社株式売却損益(△は益)	6	—
投資損失引当金の増減額(△は減少)	1	4
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	7	3
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	0	6
受取利息及び受取配当金	△0	△0
持分法による投資損益(△は益)	△88	△107
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△332	350
売掛金の増減額(△は増加)	—	△168
未収入金の増減額(△は増加)	△3	18
未払金の増減額(△は減少)	1	△1
前受金の増減額(△は減少)	97	38
未払消費税等の増減額(△は減少)	3	25
預り金の増減額(△は減少)	△2	1
その他	0	△23
小計	△326	245
利息及び配当金の受取額	29	40
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	5	△8
営業活動によるキャッシュ・フロー	△290	277
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△2	△14
敷金及び保証金の差入による支出	△2	—
敷金及び保証金の回収による収入	9	—
投資有価証券の売却による収入	5	—
出資金の払込による支出	—	△1
出資金の分配による収入	—	3
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※1 0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	9	△12

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主に対する分配金による支出	△64	△19
自己株式の取得による支出	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△64	△19
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△345	245
現金及び現金同等物の期首残高	2,139	1,794
現金及び現金同等物の期末残高	※2 1,794	※2 2,040

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 3社

子会社はすべて連結しております。

(2) 主要な連結子会社の名称 FVC Tohoku株式会社

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 44社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 主要な関連会社の名称 ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合

ウィルグループHRTech 2号投資事業有限責任組合

ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任組合

創発の荅 1号投資事業有限責任組合

株式会社デジアラホールディングス

当連結会計年度において、当社が管理・運営しております投資事業有限責任組合は、地方創生ファンドとして、ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合、京都市スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合、もりおか SDGs 投資事業有限責任組合の3ファンド、事業会社と連携したCVCファンドとして、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020の1ファンド、テーマファンドとして、創発の荅1号投資事業有限責任組合の1ファンドを設立し、新たに持分法適用会社といたしました。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表を作成するにあたっては、当社が管理・運営する投資事業組合の連結決算日現在で実施した仮決算による財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

当連結会計年度末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。なお、連結損益計算書の「投資損失引当金繰入額」は投資損失引当金の当連結会計年度末残高と当連結会計年度期首残高の差額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券及びその評価方法について

(1) 見積りの内容

営業投資有価証券は、当社及び当社が管理・運営する投資事業組合が有する株式及び社債であります。ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。上場株式の評価については、市場価格を用いて見積っております。未上場株式及び社債については、移動平均法による原価法で評価しておりますが、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等がある場合、必要に応じて減損処理又は投資損失引当金を計上しております。

(2) 当連結会計年度計上額

(単位：百万円)

科目	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	108
投資損失引当金	△7

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

営業投資有価証券の減損処理又は投資損失引当金の計上の要否の判断は、投資先企業の経営成績及び財務状況を個別に精査し、さらに投資実行の主体である各ファンドの解散時期を勘案した上で、それぞれの営業投資有価証券を四半期ごとに評価し、判断しております。当該判断は、投資先企業の資金力、事業計画の進捗等を勘案の上、事業停止又は実質破綻等の場合、評価額まで減損処理を行い、さらに評価額が50%超下落している場合、回復が確実に見込まれるものを除き、評価額との差額を投資損失引当金として計上しております。

② 主要な仮定

投資先企業の業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえ、減損処理、又は、投資損失引当金による評価を行っております。その主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況が投資先企業の業績へ与える影響や、事業計画、ファイナンスを含む資金繰り計画の実現可能性であります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日) を当連結会計年度から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の景気の急速な悪化により、当社グループでは投資先企業の事業活動・資金調達活動・EXITなどに影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の今後の影響については、投資先企業の業績に一時的に影響を及ぼすものの、ワクチンの接種が予定通り進むことにより2021年末日以降は経済活動及び新規上場の再開に伴い徐々に回復すると仮定し、営業投資有価証券の評価及び投資損失引当金の見積りを行っております。

ただし、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)
※1 主な販売費及び一般管理費

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	52百万円	43百万円
給料及び手当	41百万円	49百万円
顧問料	19百万円	19百万円
支払手数料	24百万円	16百万円
賃借料	6百万円	6百万円
賞与引当金繰入額	6百万円	10百万円
退職給付費用	2百万円	3百万円

※2 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1百万円	－百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
ソフトウェア	0百万円	－百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△3百万円	△0百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	△3百万円	△0百万円
税効果額	－百万円	－百万円
その他有価証券評価差額金	△3百万円	△0百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	10百万円	－百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△0百万円	2百万円
その他包括利益合計	6百万円	1百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,902,600	—	—	8,902,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,257	—	—	1,257

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第10回新株予約権 (ストック・オプション) (2017年9月14日発行)	普通株式	17,700	—	5,400	12,300	13
合計			17,700	—	5,400	12,300	13

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の減少は保有者の退職によるものであります。

2. 第10回新株予約権(ストック・オプション)については、2019年10月21日に権利行使期間の初日が到来しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,902,600	—	—	8,902,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,257	26	—	1,283

（注）自己株式の株式数の増加26株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第10回新株予約権 （ストック・オプション） （2017年9月14日発行）	普通株式	12,300	—	1,000	11,300	12
合計			12,300	—	1,000	11,300	12

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の数の減少は保有者の退職によるものであります。

2. 第10回新株予約権（ストック・オプション）については、2019年10月21日に権利行使期間の初日が到来しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

※2 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	1,794百万円	2,040百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	－百万円	－百万円
現金及び現金同等物	1,794百万円	2,040百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、主に営業投資有価証券売上高及び投資事業組合管理収入に関する債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。投資部門は取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。経理部門では、取引相手先ごとに期日及び債権残高の管理を行うとともに、必要に応じて貸倒引当金を計上しております。

また、営業投資有価証券は、当社及び当社が管理・運営する投資事業組合が有する株式及び社債であります。ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。上場株式については、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。また、未上場株式及び社債については、投資先の信用リスクに晒されております。さらに未上場株式及び社債は、市場価格がなく、売却時期が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難であります。しかし、投資段階において投資委員会による事前審査を行うとともに、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングしており、定期的に投資先の財務状況等を把握しております。また四半期ごとに投資先企業の実情を勘案の上、評価基準に基づき評価を行い、必要に応じて償却処理又は投資損失引当金を計上しております。

関係会社株式は、当社の持分法適用会社の関係会社株式等であり、持分法適用会社の業績変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該会社の業績が報告されております。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2020年3月31日）

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,794	1,794	—
(2) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2	2	—
資産合計	1,796	1,796	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を採用しております。

(2) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格を採用しております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2	2	△0
合計		2	2	△0

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	178
非上場債券	292
投資事業組合出資金	2
関係会社株式	696
合計	1,169

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	1,794
営業投資有価証券及び投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	1,794

当連結会計年度（2021年3月31日）

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,040	2,040	—
(2) 売掛金（純額）	168	168	—
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5	5	—
資産合計	2,213	2,213	—

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を採用しております。

(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格を採用しております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3	0	2
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2	2	△0
合計		5	3	2

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	108
非上場債券	7
投資事業組合出資金	6
関係会社株式	763
合計	884

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	2,040
売掛金	168
営業投資有価証券及び投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	2,208

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券 (2020年3月31日)

種類	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	2	2	△0
小計	2	2	△0
合計	2	2	△0

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
6	3	—

当連結会計年度

1 その他有価証券 (2021年3月31日)

種類	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3	0	2
小計	3	0	2
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	2	2	△0
小計	2	2	△0
合計	5	3	2

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
215	139	△0

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	26	27
退職給付費用	8	12
退職給付の支払額	△7	△5
制度への拠出額	—	—
退職給付に係る負債の期末残高	27	33

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—	—
年金資産	—	—
非積立制度の退職給付債務	27	33
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27	33
退職給付に係る負債	27	33
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27	33

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 8百万円

当連結会計年度12百万円

(ストック・オプション等関係)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費	△0	—

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益	—	1

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第10回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年9月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員34名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 27,300株
付与日	2017年10月20日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要するものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	2019年10月21日～ 2021年10月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第10回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年9月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	12,300
権利確定	—
権利行使	—
失効	1,000
未行使残	11,300

② 単価情報

	第10回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年9月14日
権利行使価格(円)	1,650
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,117

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
営業投資有価証券評価損	5百万円	96百万円
投資損失引当金	0百万円	2百万円
賞与引当金	7百万円	8百万円
退職給付に係る負債	8百万円	10百万円
繰越欠損金 (注)	883百万円	857百万円
その他	9百万円	4百万円
繰延税金資産小計	913百万円	979百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△883百万円	△842百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△29百万円	△109百万円
評価性引当額小計	△913百万円	△952百万円
繰延税金資産の合計	－百万円	26百万円
繰延税金負債		
持分法適用会社留保利益	6百万円	7百万円
繰延税金負債の合計	6百万円	7百万円
繰延税金資産（負債）の純額	6百万円	19百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	－	53	105	75	36	612	883百万円
評価性引当額	－	△53	△105	△75	△36	△612	△883百万円
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	(※2) －百万円

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、全額を回収不能と判断しております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	27	105	75	36	261	351	857百万円
評価性引当額	△12	△105	△75	△36	△261	△351	△842百万円
繰延税金資産	14	－	－	－	－	－	(※2) 14百万円

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金857百万円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産14百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については、評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△14.6
住民税均等割		3.1
評価性引当額の増加		41.6
持分法における投資損益		△34.7
組合等における投資損益		△22.5
その他		0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率		4.2

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「ベンチャーキャピタル事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、「ベンチャーキャピタル事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、「ベンチャーキャピタル事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
エネルギープロダクト株式会社	169

(注) 当グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は(株)デジアラホールディングスであり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	1,191	1,380
固定資産合計	653	789
流動負債合計	96	89
固定負債合計	—	—
純資産合計	1,748	2,080
売上高	625	610
税引前当期純利益	1,368	538
当期純利益	1,318	499

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	291円85銭	1株当たり純資産額	294円40銭
1株当たり当期純損失(△)	△4円17銭	1株当たり当期純利益	2円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△37	20
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△37	20
普通株式の期中平均株式数(株)	8,901,343	8,901,321
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権 12,300株	第10回新株予約権 11,300株

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	111	396	504	860
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△) (百万円)	△304	△131	△75	94
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△299	△158	△100	20
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△33.63	△17.85	△11.24	2.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△33.63	15.78	6.61	13.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,684	※1 1,926
売掛金	—	※2 91
営業投資有価証券	※1 418	※1 102
投資損失引当金	※1 △1	※1 △5
前払費用	7	24
未収入金	※2 30	※2 3
その他	※2 0	※2 0
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	2,140	2,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	9	10
減価償却累計額	△8	△8
建物（純額）	1	1
工具、器具及び備品	12	12
減価償却累計額	△9	△10
工具、器具及び備品（純額）	2	2
有形固定資産合計	4	4
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
ソフトウェア仮勘定	—	16
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	1	18
投資その他の資産		
投資有価証券	18	18
関係会社株式・出資金	635	635
出資金	13	11
営業保証金	5	5
敷金及び保証金	22	22
繰延税金資産	—	26
投資その他の資産合計	695	720
固定資産合計	702	742
資産合計	2,842	2,886

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	17	※2 19
未払費用	5	6
未払法人税等	14	25
未払消費税等	4	32
前受金	196	233
預り金	2	3
賞与引当金	22	26
流動負債合計	263	347
固定負債		
退職給付引当金	27	33
固定負債合計	27	33
負債合計	290	380
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,943	1,500
資本剰余金		
資本準備金	1,725	1,039
資本剰余金合計	1,725	1,039
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,129	△46
利益剰余金合計	△1,129	△46
自己株式	△2	△2
株主資本合計	2,537	2,490
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	2
評価・換算差額等合計	0	2
新株予約権	13	12
純資産合計	2,551	2,505
負債純資産合計	2,842	2,886

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高		
投資事業組合管理収入	※1 298	※1 514
営業投資有価証券売上高	13	126
コンサルティング収入	33	35
コワーキング収入	47	41
その他の売上高	5	4
売上高合計	398	723
売上原価		
営業投資有価証券売上原価	1	342
投資損失引当金繰入額又は戻入額(△)	0	4
その他の売上原価		
人件費	184	182
経費		
交通費	18	3
調査費	1	1
賃借料	45	40
その他	53	46
売上原価合計	305	621
売上総利益	92	101
販売費及び一般管理費		
支払手数料	22	16
役員報酬	43	34
給料及び手当	42	50
賞与引当金繰入額	6	10
退職給付費用	2	3
法定福利費	10	12
福利厚生費	1	1
減価償却費	0	0
賃借料	6	6
消耗品費	0	0
広告宣伝費	0	0
その他	65	49
販売費及び一般管理費合計	203	186
営業損失(△)	△110	△85
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	※1 29	※1 40
為替差益	0	0
雑収入	0	3
営業外収益合計	31	44
営業外費用		
雑損失	0	1
営業外費用合計	0	1
経常損失(△)	△80	△43

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	2	—
特別利益合計	2	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 2	※2 0
事務所移転費用	0	—
関係会社株式売却損	3	—
特別損失合計	6	0
税引前当期純損失(△)	△84	△43
法人税、住民税及び事業税	2	29
法人税等調整額	—	△26
当期純損失(△)	△87	△46

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,943	1,725	1,725	△1,042	△1,042
当期変動額					
減資					
当期純損失（△）				△87	△87
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	△87	△87
当期末残高	1,943	1,725	1,725	△1,129	△1,129

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2	2,624	0	0	14	2,638
当期変動額						
減資		－				－
当期純損失（△）		△87				△87
自己株式の取得	－	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	△0	△0
当期変動額合計	－	△87	0	0	△0	△87
当期末残高	△2	2,537	0	0	13	2,551

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,943	1,725	1,725	△1,129	△1,129
当期変動額					
減資	△443	△685	△685	1,129	1,129
当期純損失（△）				△46	△46
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△443	△685	△685	1,082	1,082
当期末残高	1,500	1,039	1,039	△46	△46

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2	2,537	0	0	13	2,551
当期変動額						
減資		—				—
当期純損失（△）		△46				△46
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	1	△1	0
当期変動額合計	△0	△46	1	1	△1	△45
当期末残高	△2	2,490	2	2	12	2,505

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

当事業年度末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。なお、損益計算書の「投資損失引当金繰入額又は戻入額（△）」は、投資損失引当金の当事業年度末残高と当事業年度期首残高の差額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により算定した額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 営業投資有価証券売上高及び売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売却高、受取配当金、受取利息及び営業投資目的で取得した社債の償還益を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、投資損失引当金繰入額及び戻入額、減損損失、支払手数料等を計上しております。

(2) 投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入には、投資事業組合管理報酬、同成功報酬及び同設立報酬が含まれており、投資事業組合管理報酬については、契約期間の経過に伴い契約上收受すべき金額を収益として計上し、同成功報酬及び同設立報酬については、収入金額確定時にその収入金額を収益として計上しております。

6 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 投資事業組合への出資金に係る会計処理

当社が管理・運営する投資事業組合への出資金に係る会計処理は、当社と決算日が異なる組合については、決算日における組合の仮決算による財務諸表に基づいて、組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券及びその評価方法について

(1) 見積りの内容

営業投資有価証券は、当社及び当社が管理・運営する投資事業組合が有する株式及び社債であります。ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。上場株式の評価については、市場価格を用いて見積っております。未上場株式及び社債については、移動平均法による原価法で評価しておりますが、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等がある場合、必要に応じて減損処理又は投資損失引当金を計上しております。

(2) 当連結会計年度計上額

(単位：百万円)

科目	貸借対照表計上額
営業投資有価証券	102
投資損失引当金	△5

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表(重要な会計上の見積り)に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 「重要な会計方針 6 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項 (3) 投資事業組合への出資金に係る会計処理」に記載しておりますように、当社の貸借対照表に計上されている金額は、投資事業組合の貸借対照表に計上されている金額のうち当社の出資持分に相当する金額を取り込んで計上しております。貸借対照表に記載されております主な科目のうち、投資事業組合で発生している額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	120百万円	152百万円
	(注) 当社単体で保有している現金及び預金は、1,563百万円あります。	(注) 当社単体で保有している現金及び預金は、1,774百万円あります。
営業投資有価証券	118百万円	102百万円
投資損失引当金	1百万円	5百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
流動資産		
売掛金	一百万円	12百万円
未収入金	4百万円	1百万円
立替金	0百万円	0百万円
流動負債		
未払金	一百万円	1百万円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資事業組合管理収入	213百万円	437百万円
受取配当金	29百万円	40百万円

※2 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1百万円	一百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
ソフトウェア	0百万円	一百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式・出資金	4	4
関連会社株式	631	631
計	635	635

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
営業投資有価証券評価損	5百万円	96百万円
投資損失引当金	0百万円	1百万円
賞与引当金	7百万円	8百万円
退職給付引当金	8百万円	10百万円
繰越欠損金	875百万円	849百万円
その他	8百万円	5百万円
繰延税金資産小計	904百万円	971百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△875百万円	△834百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△28百万円	△110百万円
評価性引当額小計	△904百万円	△944百万円
繰延税金資産の合計	－百万円	26百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	課税所得が発生していないため、記載を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	9	0	—	10	8	0	1
工具、器具及び備品	12	0	0	12	10	1	2
有形固定資産計	21	1	0	22	18	1	4
無形固定資産							
ソフトウェア	66	0	—	66	65	0	0
ソフトウェア仮勘定	—	16	—	16	—	—	16
電話加入権	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	66	17	—	84	65	0	18

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
投資損失引当金	1	4	0	0	5
貸倒引当金	0	0	—	0	0
賞与引当金	22	26	22	—	26

(注) 1 投資損失引当金の当期減少額(その他)の主な理由は、出資持分変動に伴う洗替額であります。

2 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日・3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.fvc.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------------|---------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並び
に確認書 | 事業年度
(第22期) | (自 2019年4月1日
至 2020年3月31日) | 2020年6月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第22期) | (自 2019年4月1日
至 2020年3月31日) | 2020年6月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | 事業年度
(第23期第1四半期) | (自 2020年4月1日
至 2020年6月30日) | 2020年8月14日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第23期第2四半期) | (自 2020年7月1日
至 2020年9月30日) | 2020年11月13日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第23期第3四半期) | (自 2020年10月1日
至 2020年12月31日) | 2021年2月12日
近畿財務局長に提出。 |

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2020年6月26日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2020年9月15日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書

2021年5月28日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人 京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 佳和 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末において、会社は営業投資有価証券108百万円、投資損失引当金7百万円を連結貸借対照表に計上している。これらの残高は、主に会社及び連結子会社が無限責任組員として出資している、投資事業有限責任組合の保有する株式等の有価証券である。</p> <p>営業投資有価証券は、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。また、連結財務諸表注記「4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載の通り、減損処理には至らない場合でも、投資先企業の実情を勘案の上、損失見込額を投資損失引当金として計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、営業投資有価証券の減損処理又は投資損失引当金の計上の要否の判断は、投資先企業の資金力、事業計画の進捗を勘案の上、事業停止又は実質破綻等の場合、評価額まで減損処理を行い、評価額が50%超下落している場合、超過収益力が低下しているとして、回復が確実に見込まれるものを除き、評価額との差額を投資損失引当金として計上している。評価額は投資先企業の経営成績及び財務状況、資金力、事業計画の進捗を勘案した測定方法を用いている。従って、投資先企業の事業計画、ファイナンスを含む資金繰り計画の実現可能性の重要な仮定を含んでいる。</p> <p>投資先企業の損失発生の可能性の見込みや回復可能性の評価には、投資先企業が属する産業の将来の経営環境の予測を含めた投資先企業の理解、業界に関する知識が必要であり、評価にあたっては企業の理解及び知識に基づく経営者による主観的な判断を伴う。</p> <p>以上より、営業投資有価証券の評価は、経営者による重要な仮定に対する判断を伴い、見積りの不確実性を有することから、当監査法人は当該事項が、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>営業投資有価証券の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業投資有価証券の評価に関する会社評価基準の会計基準等への準拠性 ●投資先企業の評価を実施する際の、投資先企業の事業状況の評価、算定された評価額の合理性についての検討 <p>(2) 営業投資有価証券の評価の妥当性の検討</p> <p>投資額及び損失見込額の金額的重要性を勘案して監査人が選定した投資銘柄について、減損処理又は投資損失引当金の計上の要否の判断の合理性を評価するため、損失発生の可能性及び回復可能性の証拠について検討した。これには、以下の監査手続が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資先企業の事業状況の評価に係る検討 <p>投資先企業の経営成績及び財務状況、資金力、事業計画の進捗を評価するため、会社が作成した検討資料の査閲、投資部門への質問並びに監査人自らが入手した投資先企業に関する公表情報等を利用した分析を行い、経営者による重要な仮定を含む投資先企業の事業状況の評価を検討した。投資先企業の事業状況の評価にあたっては、以下の点を考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資先企業が属する産業全体の状況 ・投資先企業のビジネスモデル ・投資先企業の業績の状況 ・投資先企業の資金繰り及び資金調達の状況 ・投資先企業の新型コロナウイルス感染症による影響 ●評価額の算出方法に係る検討 <p>会社が作成した評価額算出の検討資料の査閲、再計算及び投資部門への質問により、評価額の算出方法の妥当性を検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人 京都事務所

指定社員 公認会計士 柴田 篤 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高田 佳和 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券の評価の妥当性

当事業年度末において、会社は営業投資有価証券102百万円、投資損失引当金5百万円を貸借対照表に計上しており、注記事項（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。

当該事項について、監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（営業投資有価証券の評価の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。